

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい環境を整えるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標：令和5年3月31日までに正社員の所定外労働時間を、一人当たり年250時間以内に収める

<対策>

- 令和2年4月～ 店舗ごとに所定外労働の原因を日々把握・管理する
(社内SNSにて発信)
- 令和2年5月～ 本部会議にて改善策を考え実施していく

目標2：令和3年3月31日までに正社員の所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する

<対策>

- 令和2年4月～ 社員に対してヒアリングを行う
- 令和2年6月～ 課題点の改善
- 令和2年10月～ ノー残業デーの実施 随時改善